

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	3-2
法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	根拠条項	20の2-2		
許認可等	体験の機会の場の認定の有効期間の更新				
【根拠規定】					
○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (認定の有効期間)					
第20条の2 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。					
2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。					
○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則 (更新の申請)					
第11条 法第20条の2第2項の有効期間の更新の申請を受けようとする者は、様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。					
【許認可等の基準】					
○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに処分基準の設定について (平成24年11月2日伺い定め)					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づき、県が行う「体験の機会の場」の認定(有効期間の更新含む)の審査基準及び標準処理期間並びに認定の取消しの処分基準については、次のとおりとする。					
(許認可等の審査基準及び標準処理期間)					
1 「体験の機会の場」の認定(有効期間の更新含む)の審査基準は、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成24年7月13日付け24文科生第274号文部科学省生涯学習政策局長、24農振第1070号農林水産省農村振興局長、20120710産局第1号経済産業省産業技術環境局長、国総環第36号国土交通省総合政策局長及び環境省発第120711002号環境省総合環境政策局長 通知)記の第2中「7 体験の機会の場の認定」によるものとする。					
○環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について (平成24年7月13日付け 国通知)					
第2					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	3-2
法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	根拠条項	20の2-2	
許認可等	体験の機会の場の認定の有効期間の更新			
<p>7 体験の機会の場の認定 (法第20条ないし第20条の8関係)</p> <p>(1) 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者等は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場 (以下「体験の機会の場」という。) として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができるものとする。</p> <p>ア 基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>イ 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。</p> <p>ウ 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が規則で定める以下の基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 環境保全に関する学習の機会の提供を行うこと。</p> <p>(イ) 適切な計画が定められていること。</p> <p>(ウ) 当該事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(エ) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>(オ) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>(カ) 当該事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p> <p>(キ) 当該事業が行われる土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。</p> <p>(2) 都道府県は、その自然社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、(1)に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができるものとする。</p> <p>(3) 申請を受けた都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならないものとする。</p> <p>(4) 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならないものとする。</p> <p>(5) 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。</p> <p>(6) 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、法及び規則において定める申請書の記載事項について周知するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 都道府県知事は、認定を受けた体験の機会の場 (以下「認定体験の機会の場」という。) を提供する国民、民間団体等 (以下「認定民間団体等」という。) に対し認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができるものとする。</p>				

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	3-2
法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	根拠条項	20の2-2	
許認可等	体験の機会の場の認定の有効期間の更新			
<p>(8) 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができるものとし、その際には遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならないものとする。</p> <p>ア 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、(1)に掲げる要件((2)により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)に適合しなくなったとき。</p> <p>イ 認定民間団体等が、法及び規則において定める申請書の記載事項の変更又は認定体験の機会の場の提供を行わなくなったことに関する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>ウ 認定民間団体等が、(7)による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>エ 認定民間団体等が、偽りその他の不正の手段により認定を受けたとき。</p> <p>(9) 体験の機会の場の認定に関して都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が、指定都市、中核市又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村(以下「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行うものとする。</p> <p>(10) 都道府県に代わって当該事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、その旨及び当該事務を開始する日を、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。</p> <p>(11) 体験の機会の場として提供される土地又は建物が2以上の都府県にわたる場合における体験の機会の場の認定に関する事務については、主務大臣(環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)が処理するものとする。</p> <p>(12) その他以下の点に留意すること。</p> <p>ア 体験の機会の場の認定を受けることができるのは、事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体に限られており、都道府県及び市町村は含まれないこと。</p> <p>イ (1)アについては、基本方針の2(2)⑥「体験の機会の場の認定」に示す内容に沿っていることのほか、基本方針の1(3)「取組の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであることを基準とするもの。</p> <p>ウ (1)ウ(ア)については、体験の機会の場で行う事業の参加者が、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、当該体験の機会の場において、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供することを基準とするものであること。</p> <p>エ (1)ウ(イ)については、体験の機会の場で行う事業が確実に実施されることが望ましいために、事業の計画性を求めるものであること。</p>				

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	3-2
法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	根拠条項	20の2-2	
許認可等	体験の機会の場の認定の有効期間の更新			
<p>オ (1)ウ(ウ)については、例えば、体験の機会の場で行う事業について、安全確保のための計画やマニュアル等の作成、当該事業スタッフへの事前講習の実施などにより、安全管理体制が整備されていること、危険箇所がある場合にはその箇所に表示がなされていること、参加者に対して危険箇所の周知がなされていること、参加者に対して危険箇所の周知がなされていること等、安全対策が講じられていることを基準とすること。</p> <p>カ (1)ウ(エ)については、体験の機会の場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行う場合には、認定の対象から外すものであること。</p> <p>キ (1)ウ(オ)については、当該事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等においては、営利を主たる目的であると解され、認定の対象から外すものであること。ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものでない場合に認定対象とするものであり、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではないこと。</p> <p>ク (1)ウ(キ)については、土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、土地又は建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画を整備することを求めるものであること。</p> <p>ケ (3)の協議を受けた都道府県教育委員会は、当該申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容が、学校教育の一環として利用する場合に問題があるか否かという観点で、都道府県知事に対して必要に応じて意見を提出するものであること。</p> <p>コ (5)有効期間は、申請に係る体験の機会の場における事業の実施期間や継続性を勘案して、個々の申請毎に都道府県知事が定め、(4)の申請者に対して行う通知において記載するものであること。</p> <p>サ (8)アについては、都道府県知事は、認定民間団体等から毎年受ける報告又は認定民間団体等に対して求めて受けた報告又は資料を勘案して、(1)に掲げる要件に適合しなくなったと認める場合には、認定を取り消すものであること。</p>				